

# 業 務 仕 様 書

## (適用の範囲及び仕様書の遵守)

第1条 本仕様書は「R2企総管 立川ダム 支水路気泡除去室1次及び2次スクリーン取替等設計業務」(以下「本業務」という。)に適用するものとし、本仕様書の内容に疑義を生じた場合は、監督員に仕様の確認を行うものとする。

なお、本業務は設備を構成する各機器の点検、諸測定及び調整を行い、設備の機能を常に最良の状態に維持し、障害発生を未然に防止することを目的とするため、本仕様書に明記なき事項についても、設備の機能上当然必要となる業務は、これを実施するものとする。

## (共通仕様書の適用)

第2条 本業務仕様書に記載なき事項については、徳島県県土整備部「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等共通仕様書(国土交通省港湾局編集)」に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

## (共通仕様書の変更・追加事項)

第3条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書(変更・追加事項)」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のもの適用するものとする。

(徳島県HP): 「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

## (共通仕様書の読み替え)

第4条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と読み替えるものとする。

## (ウィークリースタンス)

第5条 本業務は、ウィークリースタンス(受発注者で1週間のルール(スタンス)を目標として定め、計画的に業務を履行する)の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。

- (1) ウェンズデー・ホーム(水曜日は定時の帰宅を心がける。)
- (2) マンデー・ノーピリオド(月曜日(連休明け)を依頼の期限日としない。)
- (3) フライデー・ノーリクエスト(金曜日(連休前)に依頼をしない。)

2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

## (Web会議)

第6条 本業務は、Web会議の対象業務であり、対面による打合せをWeb会議とすることができる。

2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施を決定するものとする。決定した内容は受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

3 Web会議の内容については、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。なお、打合せ記録簿にはWeb会議の実施状況写真を添付するものとする。

### (重点調査)

- 第7条 重点調査とは、設計金額が2000万円以上の土木関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務において、落札価格（入札書記載金額に1.10を乗じ一円未満の端数を切り捨てた額。）が、設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）に10分の6を乗じた額（千円未満の端数は切り捨てるものとする。）を下回る業務に対し、成果品の品質確保を目的に、重点的に行う確認及び聞き取り調査のことをいう。
- 2 重点調査対象となった業務（以下「重点調査業務」という。）について、受注者は、その業務価格の積算根拠等について記載した「重点調査回答書（別記様式「業務計画書」を含む。）」（様式第1号）を作成し、契約締結後7日以内に監督員に提出しなければならない。
  - 3 受注者は、前項に規定する書類について監督員から説明を求められたときは、これに応じなければならない。
  - 4 重点調査業務の受注者は、業務計画書に業務体制について直接的に関わる担当者（作業員を含む。）まで記載するものとする。
  - 5 重点調査業務の受注者は、業務を履行するにあたり、業務履行中の全ての協議及び立会時には、管理技術者が出席（臨場）し、説明又は協議をしなければならない。ただし、着手時打合せ及び業務完了時の成果品の受け渡しにおいては、管理技術者及び照査技術者が出席しなければならない。

### (業務委託箇所)

- 第8条 業務委託箇所は、次のとおりとする。  
徳島県勝浦郡勝浦町棚野 立川ダム支水路

### (勝浦発電所ずい道断水期間)

- 第9条 勝浦発電所ずい道断水は、下記期間を予定している。  
なお、支水路内の現場調査及び仮設足場設置・解体は、ずい道断水期間内に行うこと。  
(1) 令和3年1月5日～2月18日（45日間）

### (調査対象設備概要)

- 第10条 本業務の調査対象設備の概要は、次のとおりとする。

#### (1) 支水路

- ア 型式：トンネル（ほろ型）
- イ 寸法：内径幅1.5m×高1.5m
- ウ 亘長：83.4m
- エ 勾配：1：1
- オ しゅん工：昭和50年7月
- カ 製作者：大林組

#### (2) 気泡除去室

- ア 全長：34.71m
- イ 寸法：円形，内径3m・4m・5m
- ウ しゅん工：昭和50年7月
- エ 製作者：大林組

#### (3) 気泡除去室1次スクリーン

- ア 型式：鋼製板穴スクリーン（ほろ型）
- イ 寸法：幅1670mm×高1670mm
- ウ 穴径：φ195mm
- エ 材質：SS400
- オ 重量：0.7t
- カ しゅん工：昭和48年4月
- キ 製作者：大林組

#### (4) 気泡除去室2次スクリーン

- ア 型式：鋼製板穴スクリーン（たまご型）
- イ 寸法：幅3220mm×高4220mm

ウ 穴 径：φ 97 mm  
エ 材 質：S S 4 0 0  
オ 重 量：1.3 t  
カ しゅん工：昭和48年4月  
キ 製 作 者：大林組

### (業務内容)

第11条 本業務の内容は、次のとおりとする。

#### (1) 設計協議

ア 設計協議は、着手時1回、中間時2回、成果品納入時1回の4回を基本とする。

#### (2) 設計計画

ア 本業務の目的・主旨を十分に把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し業務計画書を作成する。

#### (3) 現地調査

ア 現地調査を行い、現況施設及び周辺の状況を把握し、合わせて工事用道路等の施工の観点から現地状況を把握し整理する。

イ 勝浦発電所ずい道断水時に気泡除去室1次・2次スクリーン、支水路内部及び気泡除去用排気管の状況を把握し整理する。支水路内の損傷等による異常については、近接目視を基本として状態の把握を行い、必要に応じて打音検査や触診等を行うものとする。

なお、ずい道断水期間は、発注者が指定し行うものとする。

ウ 支水路内の現地調査は、勝浦発電所ずい道断水時に支水路内に仮設足場を設置し行うこと。

なお、仮設足場資材の搬入は、立川ダム沈砂池より行うものとする。

#### (4) 基本事項の決定

ア 設計図書及び現地調査結果等に基づき、詳細設計で決定する事項を整理し、設備構成、形式、設計仕様、配置計画、仮設方法等を検討する。

#### (5) 支水路内部補修設計

ア 気泡除去用排気管脱落等により損傷した支水路内面の補修設計を行う。

イ リバウンドハンマー等を用いて、支水路内部のコンクリート強度試験を行う。

測定箇所は、支水路上部・中部・下部の各々で、支水路断面の天・地・左・右を測定すること。

ウ 支水路内部に点検用足場が容易に固定できるよう足場固定用金具の設計を行う。

#### (6) スクリーン取替及び気泡除去用排気管補修設計

ア 気泡除去室1次及び2次スクリーンの取替設計を行う。

スクリーンの材質は、ステンレスにすること。また1次及び2次スクリーンは、点検を容易に行えるよう点検口を設けた形状に設計すること。

なお、スクリーンの設計においては、強度計算を行い検討すること。

イ 気泡除去用排気管の配管径及び材質などについて、勝浦発電所しゅん工時の設計計算書等を基に再評価する。評価結果を基に、気泡除去用排気管の固定方法を検討し取替設計を行う。

なお、気泡除去用排気管固定方法については、強度計算を行い検討すること。

#### (7) 図面作成

ア 下記項目について発注に必要となる図面を作成する。

a 一般構造図

b 詳細図

c 仮設図

d その他必要な図面

#### (8) 施工計画

ア 気泡除去室1次及び2次スクリーン取替の工法・工程・仮設を検討する。

イ 支水路内部補修の工法・工程・仮設を検討する。

- ウ 気泡除去用排気管補修の工法・工程・仮設を検討する。
- エ 施工計画により必要となる仮設構造物について、仮設方法の決定、構造計算、仮設計画図の作成、数量の算出を行い、仮設計画を策定する。

(9) 工事費算出

- ア 気泡除去室1次及び2次スクリーン取替の工事費の算出を行う。
- イ 支水路内部補修の工事費の算出を行う。
- ウ 気泡除去用排気管補修の工事費の算出を行う。

(10) 照査

- ア 上記の各項目について照査を行う。

(11) 報告書作成

- ア 上記の項目をとりまとめ、報告書を作成する。

**(諸法令の遵守)**

第12条 受注者は、本業務の履行にあたり、次の各号に掲げる関係法令及び業務に関する諸法令を遵守するものとし、その運営及び適用は、受注者の負担と責任において行うものとする。

- (1) 労働安全衛生法
- (2) 電気設備技術基準
- (3) その他関係法令等

**(規格)**

第13条 本業務の点検、測定にあたっては、次の各号に掲げる規格を適用するものとする。ただし、監督員が特に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 日本産業規格 (J I S)
- (2) 水門鉄管技術基準
- (3) 水門・樋門ゲート設計要領 (案)
- (4) ダム・堰施設技術基準 (案)
- (5) その他関係規格、基準等

**(提出図書)**

第14条 受注者は、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」に基づいて作成した成果品 (正・副2部) を提出する。また、次に掲げる図書については電子データによる提出を基本とするほか、紙媒体により指定期日までに指定部数を提出しなければならない。

- |                |             |                 |
|----------------|-------------|-----------------|
| (1) 業務計画書      | 契約後7日以内に    | 2部              |
| ア 業務概要         | イ 実施方針      |                 |
| ウ 作業方法         | エ 工程表       |                 |
| オ 業務組織計画       | カ 主要機械器具    |                 |
| キ 使用する主な図書及び基準 | ク 打合せ計画     |                 |
| ケ その他          |             |                 |
| (2) 業務成果報告書    | 業務完了検査請求日まで | (完了検査用1部を含む) 3部 |
| (3) 業務写真       | 〃           | 3部              |
| (4) 監督員が指示する図書 |             | 必要部数            |

**(貸与図書)**

第15条 本業務にあたり次に掲げる図書を貸与するものとする。

- (1) 徳島県企業局勝浦発電所建設工事
  - Ⅱ 施設又は工作物に関する水理計算書 (昭和45年10月)
- (2) 徳島県企業局勝浦発電所建設工事
  - Ⅲ 施設又は工作物に関する土木構造計算書 (昭和45年10月)
- (3) その他必要図書

**(その他)**

- 第16条 本業務に必要な点検器具及び工具類は、受注者の負担と責任において準備しなければならない。
- 2 本業務にあたり、軽微な修理部品については受注者の負担とする。
  - 3 本業務は、受注者の責任において発注者の業務に支障のないよう行わなければならない。
  - 4 受注者は、本業務の工程表作成に際し監督員と協議の上決定するものとする。
  - 5 受注者は、本業務実施に際し監督員立会あるいは了解のもと作業を行わなければならない。
  - 6 本業務に起因する故障が発生した場合は、受注者の責任と費用負担によって復旧処理しなければならない。
  - 7 本業務実施中に故意又は過失によって他の設備及び第三者に損害を与えた場合は、すべて受注者の責任により補償しなければならない。
  - 8 本業務により不良箇所が発見された場合、受注者は速やかに監督員に報告し、その処置について協議するものとする。ただし、軽微なものについては受注者の負担にて補修するものとする。

**(業務の完了)**

- 第17条 業務終了後、発注者の行う業務完了検査の合格をもって業務の完了とする。

## 重点調査回答書

委託業務名	
委託業務箇所	
落札価格	千円(税込み)
受注者名	
回答者名	印

### 回 答

1 入札価格の積算根拠	
	<p>(1) 業務委託積算内訳書 (別紙可)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業人工数と技術者単価（技術者数及びその拘束日数等）</li> <li>・一般管理費の内訳（事務用品費，通信交通費，福利厚生費，雑費等）</li> <li>・技術経費の内訳（技術者の技術力保持等のために必要な経費）</li> <li>・外注経費の内訳（具体的な見積書等）</li> <li>・使用機材の内訳</li> <li>・その他の内訳</li> </ul> <p>(2) 低価格の理由・根拠</p> <p>(3) 利益見通し</p>

2 業務計画の内容	<p>(1) 管理技術者          ・管理技術者が保有する資格・経歴 (別紙可)          ・管理技術者の手持ち業務数</p> <p>(2) 照査技術者（設計業務の場合）          ・照査技術者が保有する資格・経歴 (別紙可)          ・照査技術者の手持ち業務数</p> <p>(3) 業務計画書（委託契約書第3条参照 別記様式）          ・当該業務を遂行する上での課題又は着目点と問題解決等のための手段や設計手法，工程管理等についてのコメント          ・概略の業務工程（個別業務の必要日数，技術者の配置日数等）          ・概略の照査計画（照査を行う業務の節目，時期，内容等）          ・業務体制（管理技術者及び照査技術者と実務担当者及び担当部門の組織図）          ・想定される成果品（図面の種類，報告書の内容等）          ・業務に使用する主な図書及び基準等</p> <p>(4) 再委託等          ・再委託内容・再委託予定業者・受託者との関係 (別紙可)          ・調達資材・調達予定業者・受託者との関係 (別紙可)</p> <p>(5) 本業務の履行に必要な主な機材調達等          ・調達（手持ち）機材の有無 (別紙可)</p>
3 業務受注状況等	<p>(1) 現在の受注状況          ・県発注業務の受注件数 (別紙可)          ・国・市町村・その他機関発注の受注総件数 (別紙可)</p> <p>(2) 全受注件数のうち本業務と同種の受注件数 (別紙可)</p> <p>(3) 保有技術者数 (別紙可)</p>

以上相違ありません。

令和 年 月 日

商号又は名称

代表者名

印

# 業 務 計 画 書

1. 当該業務を遂行する上での課題又は着目点と問題解決等のための手段や設計手法，工程管理等についてのコメント

(1) 業務の目的

- ・業務の意図及び目的を簡潔に記載する。

(2) 業務項目

- ・仕様書の内容，業務の細目を明確にする。

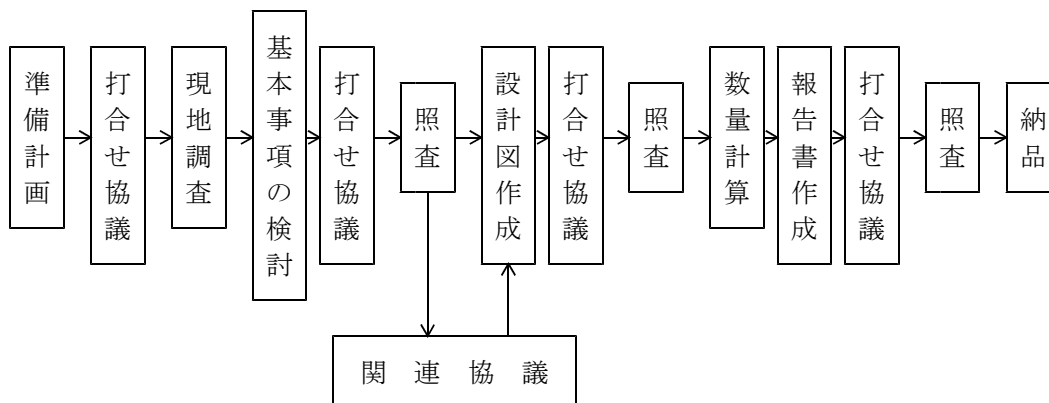
<記載例>

工 種	種 別	細 別	規 格	単 位	数 量	摘 要

(3) 実施方法

- ・作業計画（業務の流れ）を簡潔に記載する。

<記載例>





(4) 想定される問題点，制約条件等

・想定される問題点や制約条件等について記載する。

(5) 必要となる検討事項，検討内容等

・必要となる検討事項，検討内容を総合的にとりまとめて記載する。

2. 概略の業務工程

・業務工程表を項目ごとにバーチャート等で示す（個別業務の必要日数，技術者の配置日数等も記入すること。）。

<記載例>

工程 工種	〇〇月		〇〇月		技術者計	
	10	20	10	20		
準備・計画						
現地調査						
〇〇概略検討						
路線選定						
照査						
打合せ協議						
関連協議						
管理技術者	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
照査技術者			〇〇	〇〇	〇〇	
技師 A	〇〇		〇〇	〇〇	〇〇	
技師 B	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	
技師 C		〇〇		〇〇	〇〇	
計	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

※技術者の配置日数（時間）を記入すること。

3. 概略の照査計画（照査を行う業務の節目，時期，内容等：コンサルタント業務のみ）

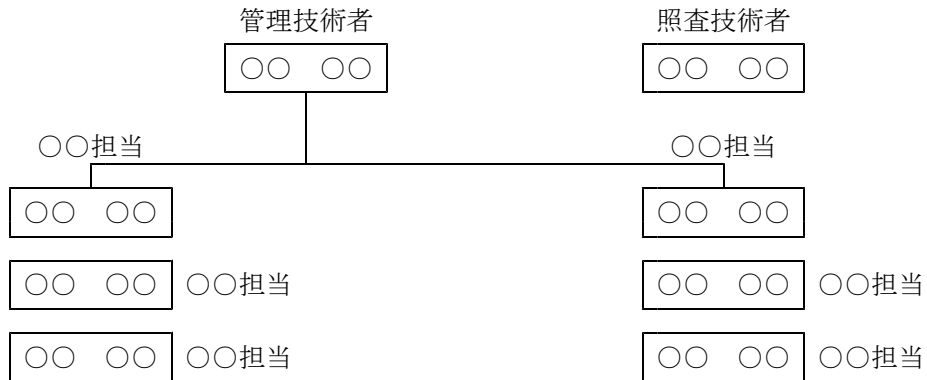
・照査の時期や照査事項について簡潔にコメントする。

4. 業務体制

（管理技術者及び照査技術者と実務担当者及び担当部門の組織図）

・管理技術者及び照査技術者と実務担当者及び担当部門の組織図を作成する。

<記載例>



5. 想定される成果品（図面の種類，報告書の内容等）

・仕様書等に基づき，成果品の内容，部数等を記載する。

6. 業務に使用する主な図書及び基準等

・当業務に使用する図書及び基準等について，法令，指針等必要と考えられるものを記載する。